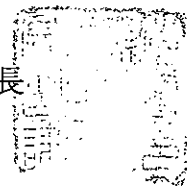




医政指発第 1008001 号
平成 20 年 10 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



地上デジタル放送への完全移行に向けた病院のデジタル化改修
に関する周知及び調査について

平素より、医療行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

地上放送のデジタル化に関しましては、電波法において、平成 23 年 7 月 24 日にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することとなっているところですが、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、平成 20 年 7 月 10 日に「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」（以下「アクションプラン」という。参考参照）が取りまとめられました。

アクションプランにおいて、病院については、

- ・ 平成 22 年 12 月末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むこととされ、
- ・ また、「国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの」（重要公共施設）と位置付けられ、各施設のデジタル化改修が着実に実施されるよう注意喚起を行うとともに、デジタル化改修状況について把握する

こととされております。

つきましては、管下の病院（国公立病院を除く。以下同じ。）に対し、下記の内容について、別添 1 を活用する等により周知を行うとともに、平成 20 年 12 月 31 日時点における管下の病院のデジタル化改修状況について、可能な範囲で把握し、別添 2 に記入の上、平成 21 年 2 月 28 日までに当課まで御報告いただきますようお願いいたします。業務御多忙のところ大変恐縮ですが、何卒御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 地上テレビ放送については、平成 23 年 7 月 24 日にアナログ放送を終了するため、その後、引き続き地上テレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビ等を購入し、各施設のアンテナ等を改修することが必要となる場合があります。
- 2 病院については、国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たす重要公共施設であることから、平成 22 年 12 月末までに、デジタル化改修が着実に実施されるよう、取り組むようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局指導課
高宮、丸茂

TEL : 03-5253-1111 (内線 2771)

FAX : 03-3503-8562

【参考】

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」抜粋

平成 20 年 7 月 10 日
デジタル放送への移行完了の
ための関係省庁連絡会議決定

第 2 具体的な取組

第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、本年 9 月中に注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

なお、重要公共施設のうち、国又は地方公共団体が自ら所有するものについては、(2) 又は (3) の取組として実施することとし、(2) 又は (3) に該当する施設に優先してデジタル化対応を行うこととする。

(2) 国の施設のデジタル化【全省庁】

(省略)

(3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

(省略)

※デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議のサイト
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitalbroadcast/>)